

事 務 連 絡
平成 2 5 年 7 月 1 7 日

各 検 疫 所 御 中

医薬食品局食品安全部監視安全課

食品衛生法施行規則第10条の対象食品について

標記の件について、これまで、対象食品に食肉製品が含まれるかについては、個別照会に対し回答してきたところですが、今般、改めて、下記のとおり対象食品を統一することとしたので、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

輸出国以外の国においてと畜検査が行われた獣畜の肉若しくは臓器又は食鳥検査が行われた家きんの肉若しくは臓器に係るものの対象食品とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第9条第2項の獣畜及び家きんの肉及び臓器であり、食肉製品は含まない。